答 申 第 6 9 号 平成13年7月26日

神 戸 市 長 笹 山 幸 俊 様

神戸市公文書公開審査会 会長 真砂泰輔

神戸市公文書公開条例第13条の規定に基づく諮問について (答 申)

平成11年2月23日付け神港管管第535-1号により諮問のありました下記の件について、 別紙のとおり答申します。

記

公有水面埋立免許に係る認可について(申請) P37~P43(利害関係者の意見及びこれに対する評価) についての非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

公有水面埋立免許に係る認可について(申請) P 3 7 ~ P 4 3 (利害関係者の意見及びこれに対する評価)のうち、意見の提出者の氏名を条例第7条第1号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

- (1)異議申立人(以下「申立人」という。)は、神戸市公文書公開条例(以下「条例」という。) に基づいて、「神戸空港島埋立願書に係る関係住民からの意見書についての港湾管理者の長 たる神戸市長の所見(見解書)」の公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- (2)市長(以下「実施機関」という。)は、本件請求に対し、「公有水面埋立免許に係る認可について(申請)P37~P43(利害関係者の意見及びこれに対す名評価)」(以下「本件公文書」という。)を特定した上で、非公開の決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- (3)これに対し、申立人は、本件決定の取消しを求める異議申立て(以下「本件申立て」という。)を行った。

3 申立人の主張

神戸市長より運輸大臣に提出した空港島埋立免許についての認可申請書のうち「利害関係者 の意見及びこれに対する神戸市長の評価」に係る公文書公開請求を申立人が行った次第である が、同書の非公開処分が行われた。

この処分は、運輸大臣の認可業務に何等の支障を生じないにも拘らず、一方的に理由のない 決定が行われたものである。著しく不当であって適法な行為と思われない。市行政の公正を損 なうものであって、透明性を阻害するものである。すみやかに当該処分を取り消し、全面的に 公開されたい。

またプライバシー侵害のおそれもあるとのことであるが、これもまた理由のないことである。 個人情報の尊重に違背するものではない。このこともまた云うまでもない。

4 実施機関の主張

(1) 非公開とした理由(非公開理由説明書における主張)

ア 空港島に係る公有水面埋立免許認可申請については、平成11年1月26日、公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「埋立法」という。)第47条第1項及び埋立法施行令第32条の規定に基づき、免許権者である神戸港港湾管理者の長(神戸市長)から「公有水面埋立免許に係る認可について(申請)」(以下「認可申請書」という。)と、これに係る添付図書を認可権者である運輸大臣へ提出することにより行っている。

運輸大臣は、埋立免許認可申請に対して、埋立ての必要性や環境保全上の配慮等について客観的・広域的な観点から総合的に判断して、免許権者あて、認可をなすものである。 免許権者は、認可を受けて、埋立出願者へ免許を行うこととなる。

イ 本件公文書には、空港島に係る公有水面埋立免許願書(以下「願書」という。)の縦覧期間中に提出された利害関係者の意見と、これに対する免許権者の評価が記載されている。

具体的には、提出された意見の内容を把握し、合理的理由の有無を検討評価して、免許に反映すべきかどうか、免許権者としての判断が述べられているものである。

現在、運輸大臣は、本件公文書も含め、認可申請書に記載された免許権者の判断すべて (埋立ての必要性、利害関係の調整、環境保全上の配慮等)について、客観的・広域的な 見地から総合的に審査しているところである。

本件公文書の記載情報は、市又は国等が行う許可(免許)認可の事務事業に関する情報であり、現在国において審査が行われている状況下で、これを公にすれば、認可及び免許事務の公正、若しくは円滑な執行に著しい支障を生じ、若しくは生じるおそれがあると認められる。

よって、条例第7条第7号に該当すると判断し、非公開の決定を行ったものである。

また、本件文書には、願書の縦覧期間中に意見を提出した者の氏名及び意見が、利害関係者の意見として、原文通り記載されている。

これらの氏名及び意見は、特定の個人が識別される情報であって、空港島に係る公有水 面の埋立事業に対する当該個人の意見・見解が記載された情報である。

特定の件について、誰がどのような意見・見解を表明したかは、通常公にしないことが 正当と考えられる。

よって、条例第7条第1号にも該当すると判断し、非公開の決定を行ったものである。

(2)事情聴取時の主張

本件決定後、空港島埋立てに係る認可、免許がなされたことに伴い、条例第7条第7号に 掲げる非公開理由は消滅しており、本件申立てにおいて条例第7条第7号を非公開理由とし ては主張しない。

5 審査会の判断

(1)本件公文書について

ア 本件申立ては、申立人が、

「神戸空港島埋立願書に係る関係住民からの意見書についての港湾管理者の長たる神戸市 長の所見(見解書)」

の公開を請求したのに対し、実施機関が、

「公有水面埋立免許に係る認可について(申請) 37頁~43頁(利害関係者の意見及びこれに対する評価)」(以下「本件公文書」という。)

を特定し、非公開とする決定をしたことに係わるものである。

イ 本件の争点について

本件決定の非公開理由は、上記の実施機関の主張のとおり条例第7条第7号及び第1号であるが、本件審査にあたり実施機関に事情聴取したところ、本件決定後、空港島埋立てに係る認可、免許がなされたことに伴い、条例第7条第7号に掲げる非公開理由は消滅しており、本件申立てにおいて条例第7条第7号を非公開理由としては主張しない、とのことである。

以上から、本件の争点は、本件公文書が条例第7条第1号に該当するか否かである。

(2) 本件公文書の条例第7条第1号の該当性について

ア 本件公文書には、意見の提出者の氏名、意見の内容及び意見に対する評価が記録されている。

以下、個別に検討する。

(ア)意見の提出者の氏名について

個人がどのような意見、見解を述べるかは、本来、個人の自由であり、尊重されるべきである。したがって、本件公文書に記録されている氏名は、通常、保護されるべき情報である。

また、本件においてあえてこれを公開しなければならない特段の事情も認められない。 以上から、意見の提出者の氏名は、特定の個人が識別される情報であって、公にしな いことが正当であると認められるため、条例第7条第1号に該当する。

(イ)意見の内容について

条例第7条第1号に該当すると言えるためには、個人が識別され、又は識別され得ることが必要である。この点について、実施機関は、意見の内容から特定の個人が識別され得ると主張する。

しかし、本件意見の内容には実施機関が主張するような情報は認められない。また、 本件において、意見の内容から直ちに特定個人が識別され、又は識別され得る特段の事情も認められない。

特定の個人が識別されない以上、条例第7条第1号には該当しないと考える。

(ウ)意見に対する評価について

条例第7条第1号に該当すると言えるためには、個人が識別され、又は識別され得る ことが必要である。この点について、実施機関は、意見の評価から意見の内容が推測さ れ、そしてその意見の内容から特定の個人が識別され得ると主張する。

しかし、本件意見の評価から直ちに意見の内容が推測されるとは認められない。また、 前述のように、意見の内容から特定の個人が識別される可能性もないと考えられる。 特定の個人が識別されない以上、条例第7条第1号には該当しないと考える。

イ 以上から、本件公文書のうち、意見の提出者の氏名は条例第7条第1号に該当するが、 意見の内容及び意見に対する評価は条例第7条第1号に該当しない。

(3)結論

公有水面埋立免許に係る認可について(申請) P37~P43(利害関係者の意見及びこれに対する評価)のうち、意見の提出者の氏名を条例第7条第1号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当ではなく、公開すべきである。

(参 考)審査の経過

年 月 日	審査会	経過
平成 11 年 2 月 23 日	-	* 諮問書を受理
平成 11 年 3 月 31 日	-	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 11 年 6 月 30 日	第 111 回審査会	*審議
平成 11 年 9 月 3 日	第 114 回審査会	*審議
平成 11 年 12 月 20 日	第 118 回審査会	*審議
平成 12 年 3 月 8 日	第 121 回審査会	*審議
平成 12 年 7 月 19 日	第 125 回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由を聴取
平成 12 年 9 月 11 日	第 126 回審査会	* 異議申立人から意見を聴取
平成 12 年 11 月 13 日	第 129 回審査会	*審議・
平成 12 年 11 月 27 日	第 130 回審査会	*審議
平成 12 年 12 月 18 日	第 131 回審査会	*審議
平成 13 年 1 月 22 日	第 132 回審査会	*審議
平成 13 年 4 月 27 日	第 134 回審査会	*審議
平成 13 年 6 月 5 日	第 136 回審査会	*審議
平成 13 年 7 月 23 日	第 137 回審査会	*審議